

令和5年度
都市局関係予算決定概要

令和4年12月

国土交通省都市局

目 次

I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表	1
II. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針	4
III. 令和5年度 都市局関係予算 主要事項	5
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	5
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり	7
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生	9
4. まちづくりのDX	11
5. まちづくりのグリーン化の推進	13
6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組	14
IV. 令和5年度 都市局関係 税制改正概要	15

I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和5年度 都市局関係予算 国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)	備 考
国 営 公 園 等	32,386	31,971	1.01	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 549,190百万円 ・防災・安全交付金 831,299百万円 2. 本表のほか、道路事業全体額 21,183億円の内数として街路事業がある。 3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 420百万円 4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融资） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円 5. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。 6. 計数は、整理の結果、異動を生ずる場合がある。
うち 国 営 公 園 等 整 備	9,225	9,176	1.01	
うち 国 営 公 園 等 維 持 管 理	15,655	14,897	1.05	
市 街 地 整 備	94,024	93,732	1.00	
住 宅 対 策	417	709	0.59	
<u>一般公共事業計</u>	<u>126,827</u>	<u>126,412</u>	<u>1.00</u>	
災 害 復 旧 等	406	406	1.00	
<u>公共事業関係計</u>	<u>127,233</u>	<u>126,818</u>	<u>1.00</u>	
行 政 経 費	2,146	2,217	0.97	
<u>合 計</u>	<u>129,379</u>	<u>129,035</u>	<u>1.00</u>	

(2) 令和5年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第二次 補正予算
国営公園等	32,386	31,971	1.01	4,713
国営公園等整備	9,225	9,176	1.01	1,671
国営公園等維持管理	15,655	14,897	1.05	3,042
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,275	3,000	1.09	0
国営公園等事業調査	367	253	1.45	0
市街地整備	94,024	93,732	1.00	7,878
都市構造再編集集中支援事業	70,000	70,000	1.00	4,840
まちなかウォークブル推進事業	589	350	1.68	10
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	900	1.11	29
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	2,000	1.00	282
まちづくりDX先導調査	200	0	皆増	0
まちづくりファンド支援事業	100	100	1.00	0
民間都市開発推進資金融資	2,400	2,000	1.20	0
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,000	1.00	567
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,050	500	2.10	1,500
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,050	700	1.50	0
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	329	250	1.32	0
住宅対策	417	709	0.59	0
密集市街地総合防災事業	394	674	0.58	0
一般公共事業計	126,827	126,412	1.00	12,591
災害復旧等	406	406	1.00	4,231
公共事業関係計 (A)	127,233	126,818	1.00	16,822

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第二次 補正予算
行政経費				
防災集団移転促進事業	134	132	1.02	52
コンパクトシティ形成支援事業	501	545	0.92	100
官民連携まちなか再生推進事業	315	344	0.92	200
スマートシティ実装化支援事業	280	265	1.06	120
都市開発の海外展開	218	213	1.02	0
2027年国際園芸博覧会関係経費	135	113	1.19	81
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	10	12	0.83	0
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,146	2,217	0.97	552
合 計 (A)+(B)	129,379	129,035	1.00	17,374

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。
3. 計数は、整理の結果、異動を生ずる場合がある。

Ⅱ. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強力に進めます。
- また、都市の成長力を引き上げ、豊かで活力あるコンパクトな地域づくりを進めるため、
 - ・持続可能な公共交通軸の形成や身近な地域生活拠点の充実などによる、ポストコロナの多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型のまちづくり
 - ・地方都市と大都市の交流・連携の促進による、都市のイノベーション創出強化・新たな都市再生の展開
 - ・エネルギーの面的利用やグリーンインフラの社会実装などのまちづくりのグリーン化の推進に重点的に取り組みます。
- さらに、これらの取組を効果的に推進し、デジタル田園都市国家構想の実現に資するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化やスマートシティの社会実装など、まちづくりのDXを総合的に推進します。

防災・減災、国土強靱化

- 災害リスクの高いエリアからの移転の促進
- 盛土による災害の防止
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

防災・減災まちづくりの更なる推進

多極連携型まちづくり

- まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成
- 職住遊が融合した、身近な地域生活拠点の充実

新たな都市再生

- 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化
- 地方都市と大都市の交流・連携によるイノベーション創出

まちづくりのグリーン化

- エネルギーの面的利用
- グリーンインフラの社会実装

まちづくりのDX

- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化
- スマートシティの社会実装
- 建築・不動産分野との連携

都市のイノベーションの創出+コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現

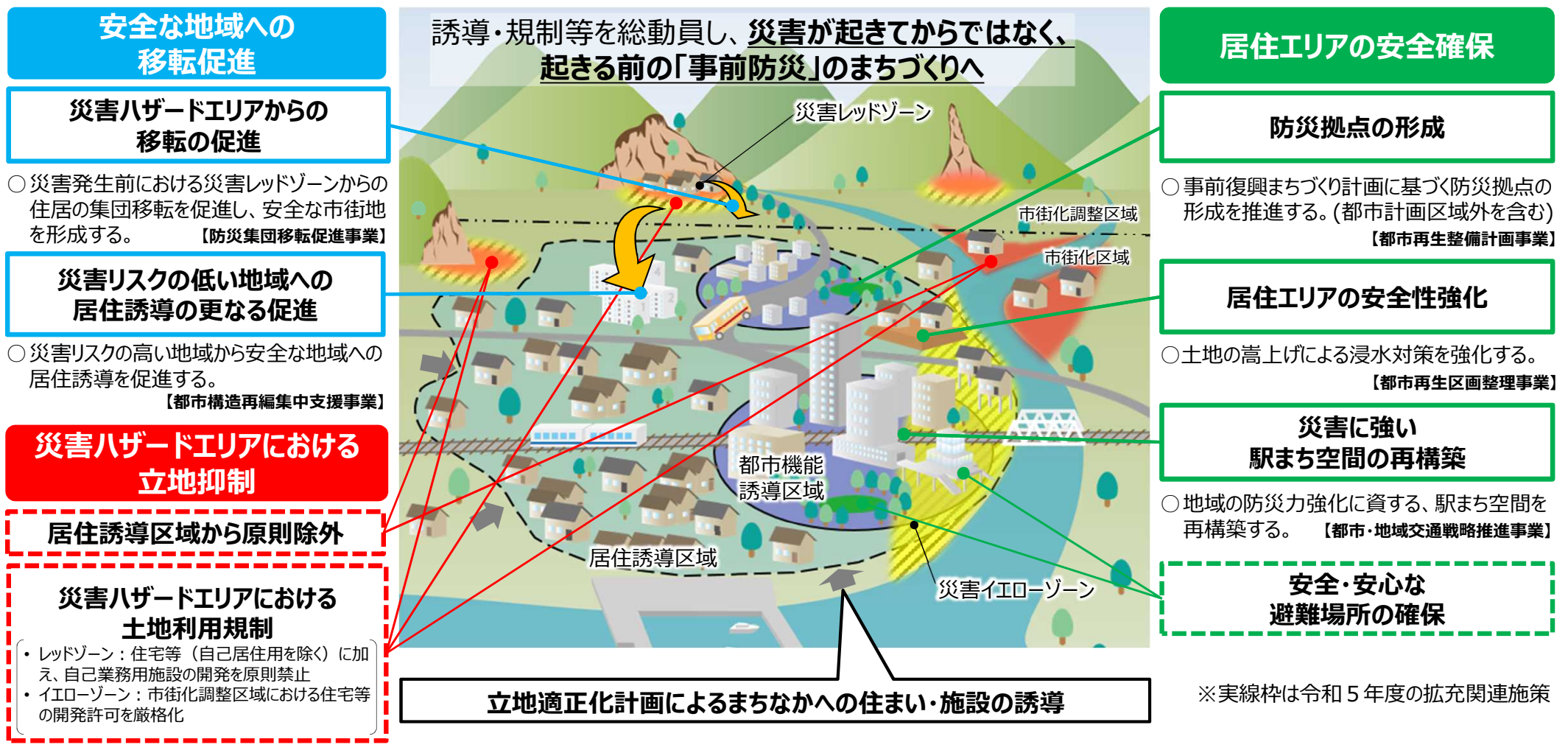
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転促進などの事前防災まちづくりを推進するとともに、盛土による災害の防止を着実に推進する。

施策の概要

① 防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転の促進等

災害リスクの高いエリアからの事前移転促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成等を総合的に推進する。



<①の主な取組>

災害ハザードエリアからの移転の促進

災害発生前における災害レッドゾーンからの住居の集団移転を促進するため、補助対象経費の限度額の見直しを行い、防災集団移転促進事業に取り組む自治体への支援を強化する。

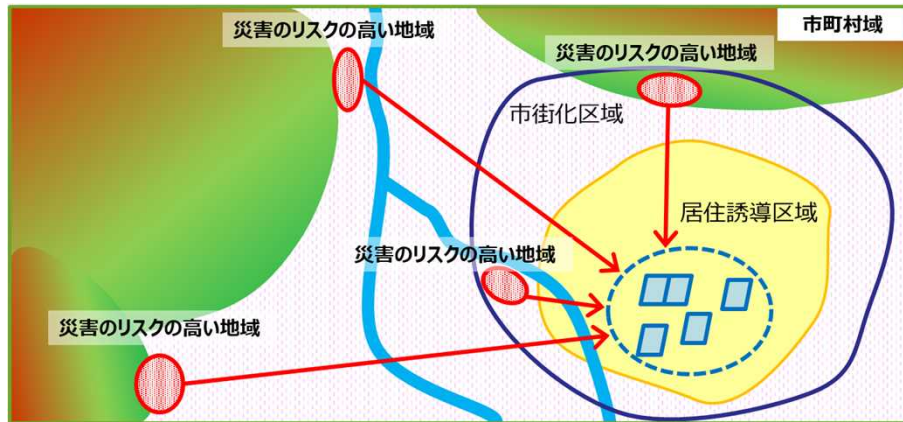
【防災集団移転促進事業】



災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる促進

居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域から安全な地域への移転支援を強化する。

【都市構造再編集中支援事業】



災害リスクの高い地域からの移転

②盛土による災害の防止

都道府県等が盛土規制法*の施行後速やかに規制区域の指定を行うとともに、引き続き不法盛土への対応に万全を期すことができるよう、基礎調査の実施や盛土の安全対策等に対する支援を更に強化する。

※令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行

○基礎調査の早急な実施・完了に向けて、都道府県等が実施する基礎調査に要する費用について、国費率の嵩上げ*を行う等、支援を強化する。【都市防災総合推進事業】

※令和6年度までに限り、国費率1/3から1/2へ嵩上げ

○行為者等による是正措置を基本としつつ、都道府県等による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を充実する。

【宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

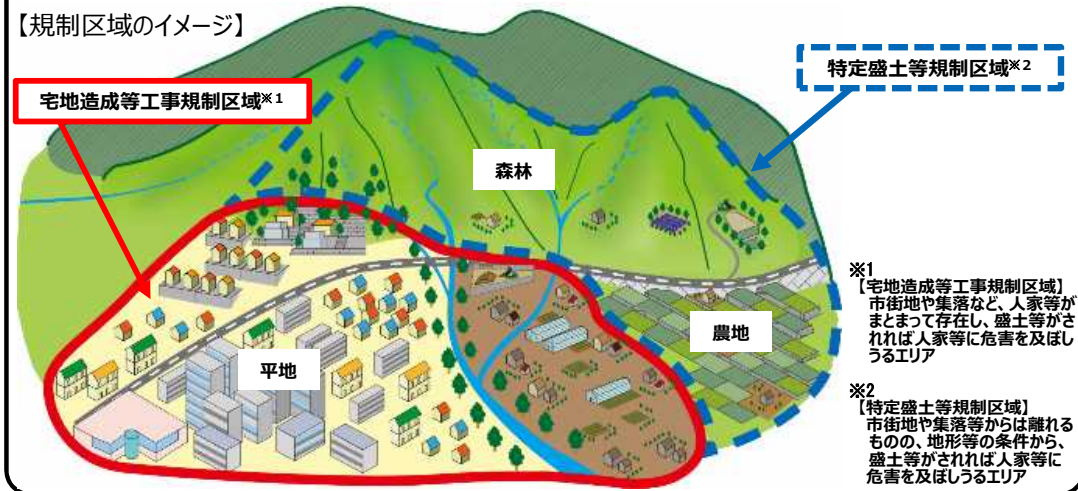
2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【規制区域のイメージ】



※1
【宅地造成等工事規制区域】
市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に被害を及ぼしうるエリア

※2
【特定盛土等規制区域】
市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に被害を及ぼしうるエリア

2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

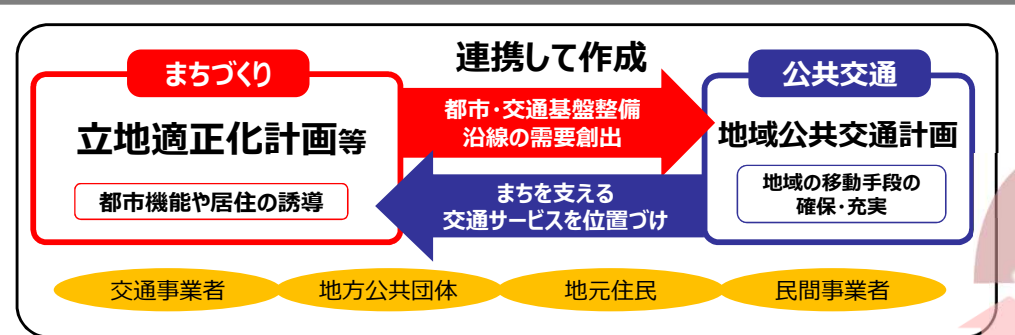
持続可能な多極連携型のまちづくりの実現に向け、都心拠点（中心市街地）の充実だけではなく、拠点間を結ぶ都市の骨格となるネットワーク（公共交通）の確保を図るとともに、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）にも必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。これらを郊外住宅地や周辺集落を含む都市圏全体で取り組むことにより、人々のWell-beingを高めつつ、デジタルの力も活用し、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のコンパクトなまちづくりの実現を目指す。

施策の概要

■ 都市の骨格となる公共交通の確保

- ✓ 立地適正化計画等と地域公共交通計画の連携を強化し、都市機能や居住の誘導と連動させながら、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成していく取組を推進

地域一丸となった協議・計画策定・見直し



【既存】 地域公共交通計画との連携により、都市機能・居住の誘導と公共交通軸の形成が連動した効果的な立地適正化計画の策定を支援
【コンパクトシティ形成支援事業】

【新規】 デジタル技術を活用し、各種データに基づきまちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施
【まちづくりDX先導調査】

公共交通まちづくりの実践



都市の骨格を支える交通インフラの整備（支援イメージ）

【既存】 多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラ(自由通路・駅前広場等)の整備を支援

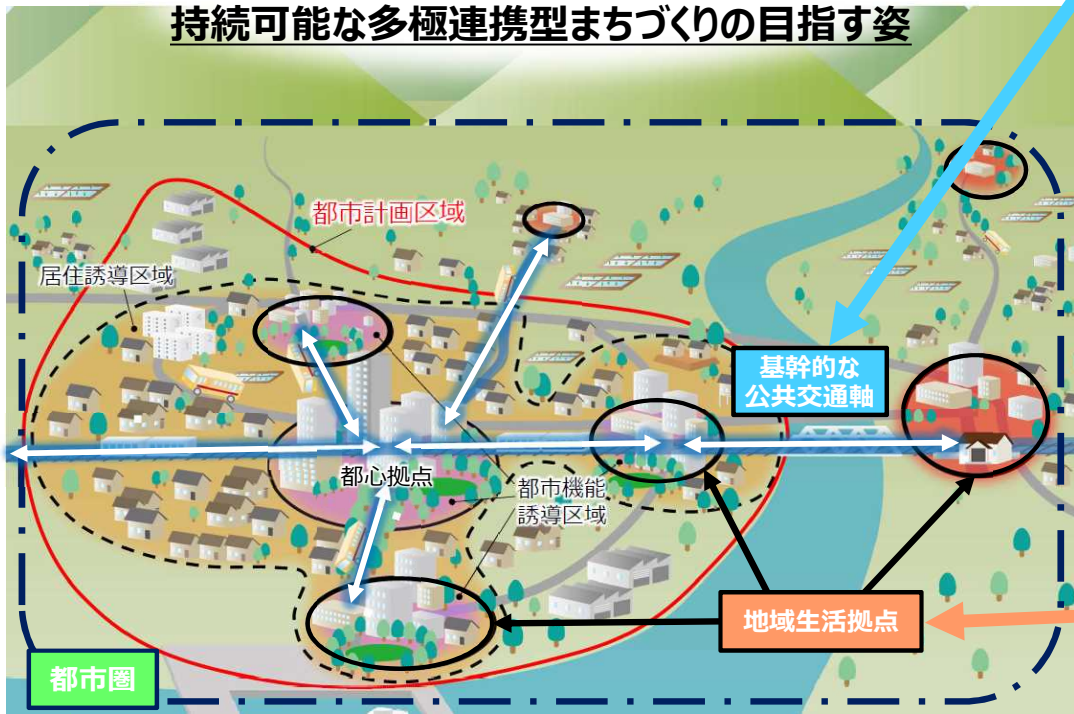
【拡充】 立地適正化計画等に位置づけられた基幹的な公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援 等

※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援

【都市・地域交通戦略推進事業】

▶ 公共交通沿線への民間投資の誘発や都市機能の誘導等により、都市の骨格となる公共交通ネットワークを確保

**多様なライフスタイルを支える
持続可能な多極連携型まちづくりの目指す姿**



持続可能な都市構造の実現／人々のWell-beingの向上

■ 日常生活を支える地域生活拠点の形成

✓ 日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）において、必要な機能が確保された**地域生活拠点を整備し、良好な環境を形成する取組を推進**

病院・学校・公共施設・交通結節点機能の集約再編等、**ネイバーフッドの充実に資する施設の整備**

【都市構造再編集中支援事業 等】



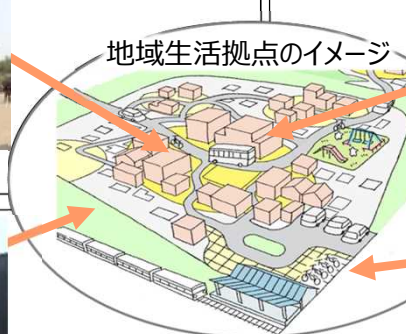
廃校を図書館にリノベーション（愛知県春日井市）

既存ストックや低未利用地の有効活用など**地域の需要に見合った効率的な市街地整備事業への支援を強化**

【市街地再開発事業 等】



既存ストックを活用した再開発事業（石川県金沢市）



ほっしょうじ通り（鳥取県米子市）

地域生活拠点の魅力向上のための**ウォークブル空間創出**や官民連携による身近な公園の質の向上

【まちなかウォークブル推進事業 等】



シェアサイクル（岡山県岡山市）

駅とまちをつなぎ地域の拠点となる**「駅まち空間」の再構築**や拠点とのアクセス強化に資する多様なモビリティの導入への支援を強化

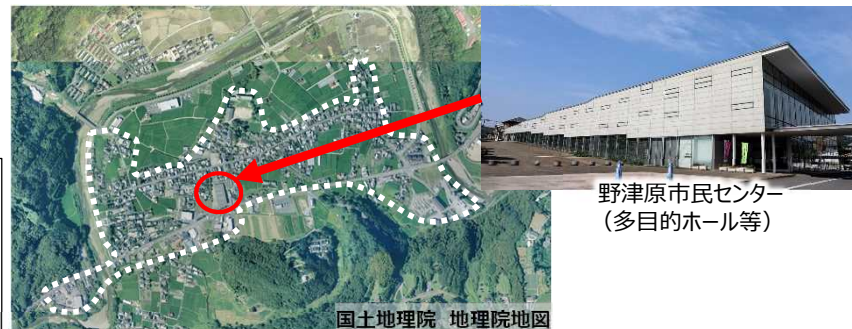
【都市・地域交通戦略推進事業 等】

■ 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

✓ 都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落を含め、**都市圏全体で基幹的な公共交通軸の確保や地域生活拠点の形成を推進**

- ・都市計画区域外において、都市圏全体のコンパクト化に資する地域生活拠点の形成に対し、新たに**公共公益施設の整備を支援対象化**
- ・都市圏全体での**基幹的な公共交通軸の確保**に対する取組を新しく支援対象化
- ・市町村管理構想・地域管理構想と連携した場合には重点的に支援

【都市構造再編集中支援事業 等】



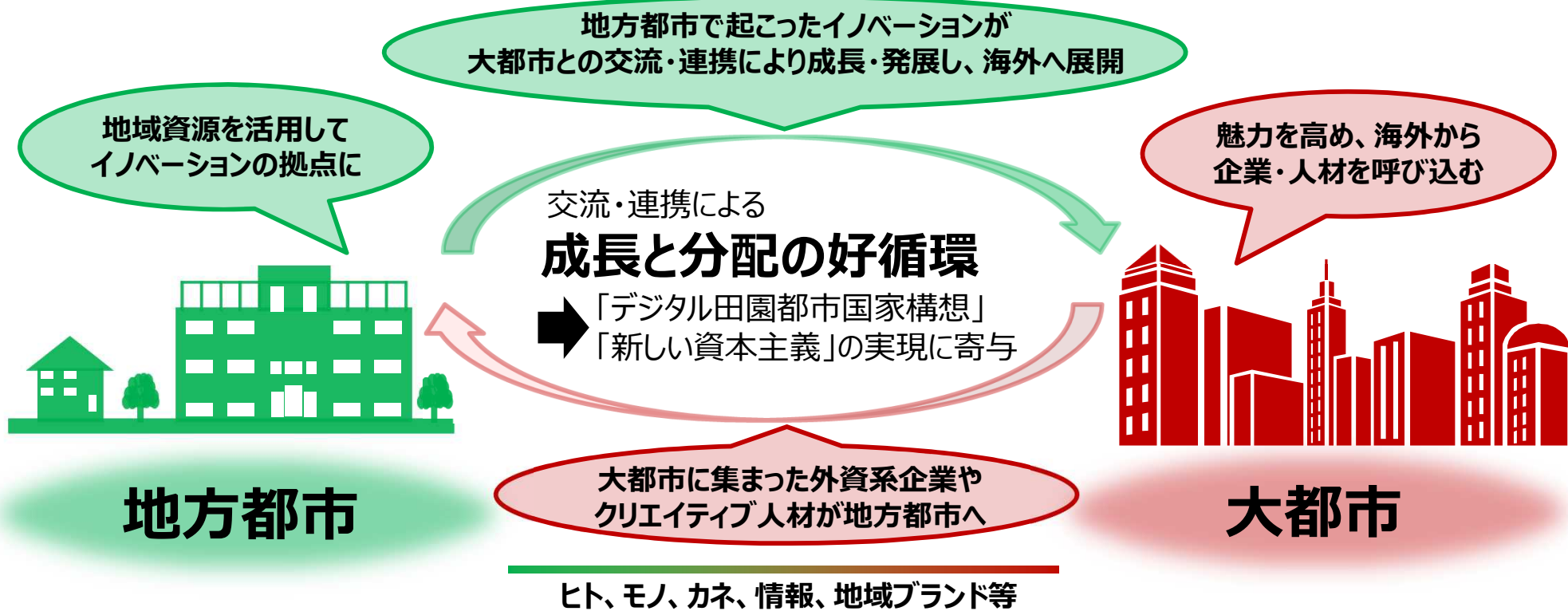
野津原市民センター（多目的ホール等）

国土地理院 地理院地図

都市計画区域外に位置する旧野津原町の中心部（大分県大分市）

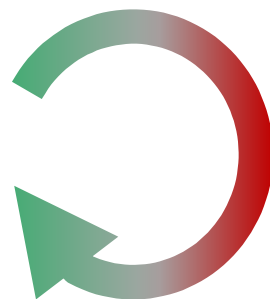
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化のため、双方の交流・連携を促進するための取組を重点的に支援し、地方都市と大都市の間での成長と分配の好循環を実現する。



・ 地方都市の機能・魅力の向上による地方都市のイノベーション力を強化

・ 大都市に集積したヒト、モノ、カネ、情報を活用した地方都市の再生を推進

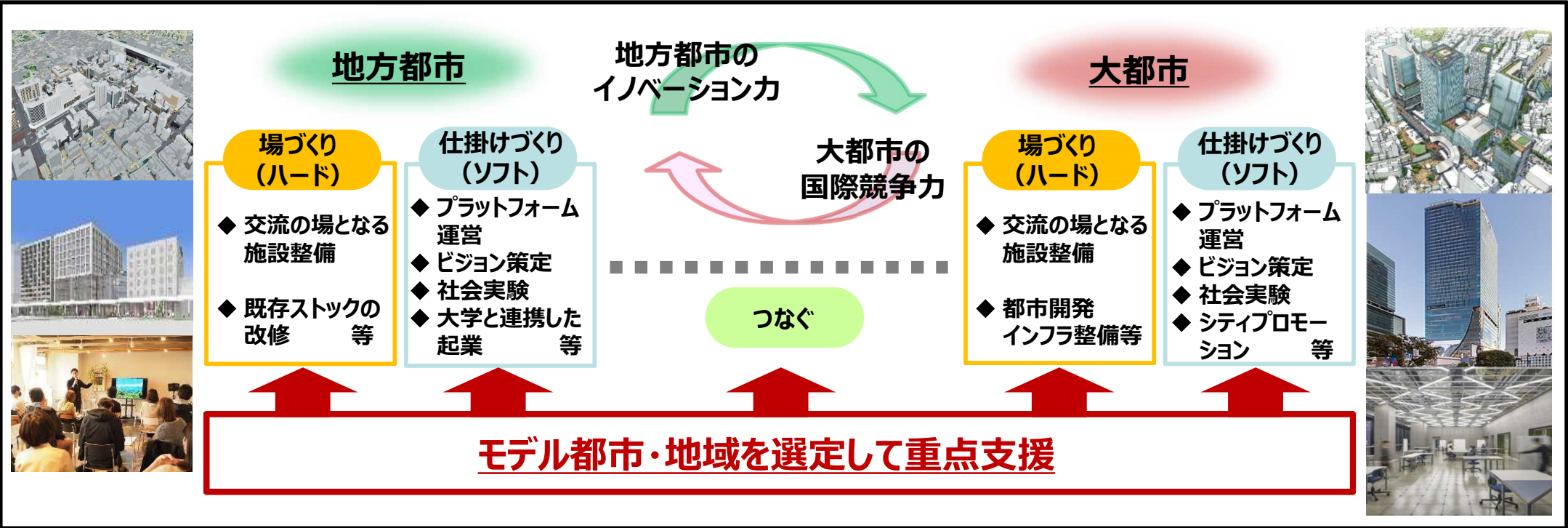


・ 大都市でしか成しえないヒト、モノ、カネ、情報の集積を図り、地方都市で起きたイノベーションを世界レベルへと成長・発展

・ 地方の魅力を含めた世界への情報発信により、海外企業やクリエイティブ人材を誘致

<新たな都市再生のためのパッケージ支援>

地方都市と大都市の交流・連携を促進するため、インキュベーション施設等を整備する都市開発や周辺インフラ整備等のハード面の取組への支援、プラットフォームの運営・連携ビジョンの策定等のソフト面の取組への支援をあわせて講じる。また、内閣府等の関係府省庁と連携しながら、こうした取組を行うモデルとなる都市・地域を選定し、重点的に支援を行う。



交流・連携の事例

■ 新潟「NINNO」+ 渋谷「QWS」の例

NINNO (新潟県新潟市)

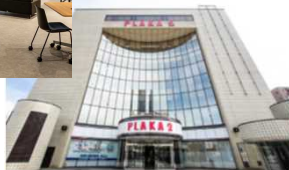
新潟県最大級のインキュベーション施設

スタートアップ

地域企業

行政

教育機関



5G/4K
ネットワーク接続

- NINNOの起業希望者や入居企業と、渋谷QWSのベンチャーキャピタル・大学等が遠隔で交流。
- NINNOへの入居企業は増加傾向。新潟にしながら遠隔で大都市の企業を対象としたITビジネスなどを展開。

渋谷QWS (東京都渋谷区)

渋谷スクランブルスクエア内のインキュベーション施設

ベンチャー
キャピタル

大学

外資系ファンド

法律事務所



4. まちづくりのDX

人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、これまでのまちづくりの在り方を変革し、新たな価値の創出や社会的課題の解決を図るため、まちづくり分野のDXを推進する。

このため、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」に基づき、重点取組テーマとして位置づけた各施策について、地方公共団体や関係府省庁と連携して強力に推進していく。

施策の概要

3つのビジョン

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン (Ver1.0)」
をとりまとめ (2022年7月)

- 「人間中心のまちづくり」実現に向けた政策目的として、3つの「まちづくりDXのビジョン」を設定



Sustainability
持続可能な都市経営

将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現



Well-being
一人ひとりに寄り添うまち

住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適應するオンデマンド都市を実現



Agile-governance
機動的で柔軟な都市設計

社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現

4つの重点取組テーマ

- 3つのビジョンを実現する具体的な目標として、4つの「重点取組テーマ」を設定

- ①都市空間DX
- ②エリマネDX
- ③まちづくりデータの高度化・オープンデータ化
- ④3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

ハード・ソフトの連携による都市マネジメント

都市空間の整備と既存ストックの有効活用の連携により、都市機能を高める都市マネジメントを推進

アプリケーション/サービス層

フィジカル

都市活動の質/都市生活の利便性向上

- ・ エリアマネジメント推進
- ・ モビリティによる回遊性向上
- ・ パークマネジメント
- ・ 住民参加・合意形成 等

現実の都市空間・施設の整備

- ・ インフラ整備
- ・ コンパクト・プラス・ネットワーク
- ・ オープンスペース・ウォークアブル空間創出
- ・ 防災まちづくり 等

エリマネDX

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

- ・ エリアマネジメントへのデジタル技術活用
- ・ 3D都市モデル等を活用したソリューション
- ・ 住民参加・合意形成の高度化 等

デジタル・インフラの整備・オープンデータ化

- ・ 3D都市モデル等のデジタル・インフラの整備
- ・ まちづくりデータのオープンデータ化
- ・ デジタル人材育成 等

デジタル技術の活用による、地域単位でのきめ細かい住民ニーズの把握と高度な都市サービスの提供を実現

オープンデータ化

まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、**市場創出/オープン・イノベーション**を実現

Project PLATEAU

まちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、**3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム**を構築

サイバー

データに基づく予測、解析、検証や都市サービスへの対応等により**都市空間の最適な再構築**を実現

都市空間DX

インフラ/データ層

< 4つの重点取組テーマに基づく各施策の取組イメージ >

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方公共団体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

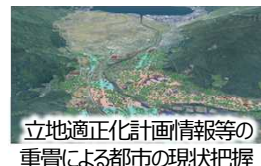
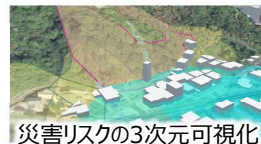
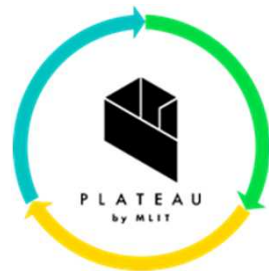
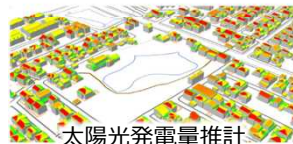
■ 国によるデータ整備の高度化・効率化、ベスト・プラクティスの開発

- 標準仕様の拡張、データ整備手法効率化の技術開発
- 建築BIMや不動産ID等との連携をはじめ、先進技術を活用したユースケースを開発

■ 地方自治体による社会実装

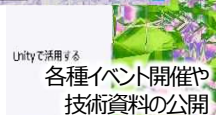
- 国が開発したナレッジを利用した地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用
- データ・カバレッジの拡大やユースケースの社会実装を推進

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム



■ 地域のオープン・イノベーションの創出

- 地方公共団体が提供する3D都市モデルのデータや国によるユースケース開発のナレッジの活用によるイノベーション創出環境の整備
- 開発者がデータを利用しやすい環境を作るため、技術資料の整備、開発者向けツールの開発、コミュニティ構築等を実施



都市空間DX

- データを用いたシミュレーション等を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を活用した高度なサービス提供を可能とするインフラ再構築等を推進。

■ スマートシティの社会実装の加速



都市空間・サイバー空間を組み合わせ、複数分野間で連携した都市サービスの実装を推進

■ 自動運転等に対応したインフラ再構築



自動運転導入を見据えた街路空間
自動運転等の次世代交通サービスの実装について実証

まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

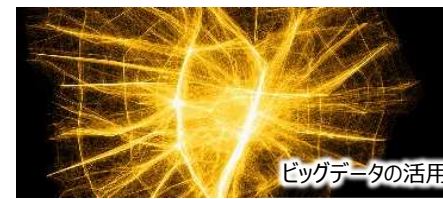
- まちづくりに関わる多様なデータのオープンデータ化や高度化、他のデータとの連携等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出。

■ 都市計画情報の高度化・オープン化



都市計画情報の活用により、都市構造を分かりやすく可視化
都市計画GISについて、データの高度化・オープン化、多様な空間データとの連携等を推進

■ パーソントリップ調査の高度化



ビッグデータの活用
高度かつ効率的に活動状況を把握する新たな都市交通調査手法等の検討

エリマネDX

- きめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、デジタル技術の導入により、身近なエリアにおけるまちづくり活動(エリマネジメント)の高度化を推進。

5. まちづくりのグリーン化の推進

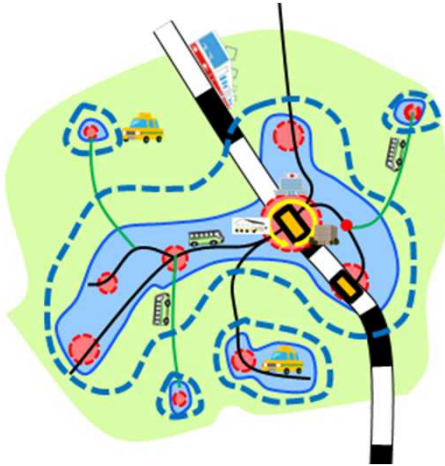
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進していくため、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進や居心地が良く歩きたくなる空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を総合的に支援する。

特に、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域において支援を強化するなど、取組を重点的に推進する。

施策の概要

都市構造の変革

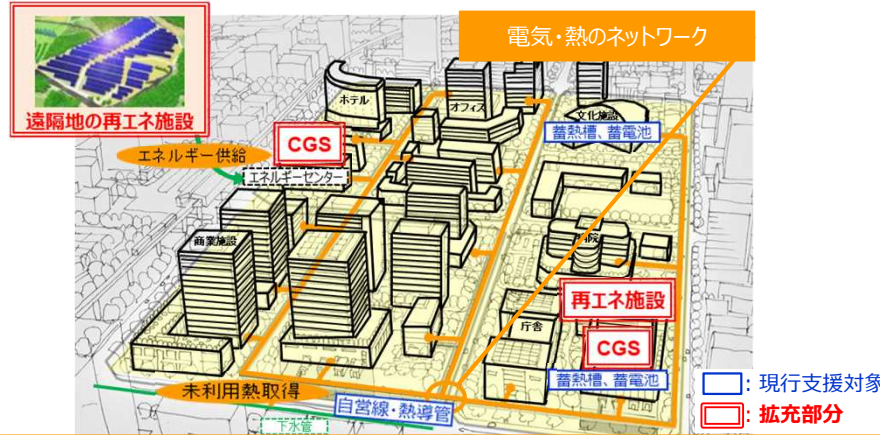
○コンパクト・プラス・ネットワークや居心地が良く歩きたくなる空間づくりの推進



都市機能の集約による公共交通の利用促進等によるCO2排出量の削減を推進

街区単位での取組

○エネルギーの面的利用の推進
○環境に配慮した民間都市開発の推進等



【拡充】（エネルギーの面的利用の推進）

○エネルギー供給施設（太陽光発電施設、CGS等）整備を支援
○対象区域に電力供給する遠隔地の再エネ施設の整備等も支援
＜対象イメージ＞



【国際競争業務継続拠点整備事業】

複数建物をエネルギー導管でつなぎ、面的利用を図ること等により、エネルギー利用を効率化

都市における緑とオープンスペースの展開

○グリーンインフラの社会実装の推進
○官民連携による公園の整備・管理運営の推進



都市部における緑地の確保やヒートアイランド現象の緩和によるCO2吸収・排出抑制を推進

6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

- ・都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図る。
- ・2027年に神奈川県横浜市で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。
- ・令和元年10月の火災により焼失した首里城について、本体工事を推進し、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

施策の概要

① 都市開発の海外展開の推進

大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に我が国企業が参画できるよう、我が国の強みの発信等を実施し、都市開発の海外展開を推進する。

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

【都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査 等】



② 国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の開催に向けて、令和5年度は下記の取組を着実に進める。

- ・会場基盤の実設計等に対する補助
- ・日本国政府出展の基本設計の検討
- ・国際的な連携・PRの実施

等

【2027年国際園芸博覧会事業、2027年国際園芸博覧会検討調査 等】



会場イメージ

開催概要	
位置付け	：最上位の国際園芸博覧会（A1） ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	：旧上瀬谷通信施設の一部 （約100ha）（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	：2027年3月19日～9月26日 （6か月間）
参加者数	：1,500万人 （ICT活用等の多様な参加形態含む） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	：約320億円
テーマ	：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	：（公社）2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

③ 首里城復元に向けた取組

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、本体工事（令和4年11月着工）を推進し、令和8年の復元に向けた取組を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】



令和元年の火災により正殿等9棟が焼失



現在の様子（令和4年11月撮影）

IV. 令和5年度 都市局関係 税制改正概要

都市の競争力・魅力の向上

○都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長

都市再生緊急整備地域等における国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置を延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和（原則1ha→0.5ha）を行う。

【所得税・法人税】5年間 割増償却 緊急地域：2.5割増、特定地域：5割増

【登録免許税】建物所有権保存登記の税率（本則0.4%）を軽減し、
緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%とする

【不動産取得税】課税標準を緊急地域：4/5、特定地域：1/2とする*

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間軽減し、
緊急地域：3/5、特定地域：1/2とする*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

民間活力を活かした都市の良好な環境形成を推進するため、認定市民緑地の用に供する土地に対する課税標準の特例措置を延長する。

【固定資産税・都市計画税】課税標準を3年間軽減し、2/3とする*

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

市街地再開発の推進

○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長

市街地再開発事業による保留床の処分の促進を図るため、事業用資産を保留床に買換えた場合の特例措置（課税繰延べ）の適用期限を延長する。

【所得税・法人税】

個人又は法人が、所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業による保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について80%の課税繰延べ

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る特例措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置を延長する。

【固定資産税】下記の通り5年間減額する

①住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

・居住用部分：1/3とする

・非居住用部分：2/3*とする

②住宅以外の家屋：2/3*とする

※第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは3/4とする

安全なまちづくりの推進

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について支援の充実を図るため、災害ハザードエリアから安全な区域への移転に伴い取得する土地建物に対する特例措置を延長する。

【登録免許税】 税率を本則の1/2とする
(所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記)

【不動産取得税】 課税標準の4/5とする

«他局主管要望»

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長